

## ○大和川右岸水防事務組合水防協力団体指定要領

制 定 平 28. 3. 31 決裁

### 1 趣旨

この要領は、水防団員数の減少、サラリーマン化による実際に出務出来ない水防団員の増加並びに市民及び民間団体が自主的に災害救援活動に取り組む動きの活発化など、近年の水災害防止体制を取り巻く環境の変化を踏まえて、水防団が行う水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力をすることを目的に、水防法（以下、「法」という）に基づき、水防協力団体の指定に関し必要な事項を定めるものである。

### 2 水防協力団体の要件（法第36条第1項関係）

水防協力団体は法第36条に基づき、法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずる者を有し、次項に規定する業務を確実かつ適正に行うことができると認められる者とする。

### 3 水防協力団体の業務（法第37条関係）

水防協力団体は、次の業務の範囲内で行うものとし、水防責任を有する水防管理者の所管下にある水防団が行う水防活動と調和を図るものとする。

- (1) 水防団が行う水防上必要な巡視、警戒、その他水防活動に協力すること。
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- (3) 水防に関する情報又は資料を収集し、提供すること。
- (4) 水防に関する調査研究を行うこと。
- (5) 水防に関する知識の普及、及び啓発を行うこと
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

### 4 水防協力団体の申請方法（法第36条第1項・第3項関係）

- (1) 水防協力団体の要件を満たす者で、大和川右岸水防事務組合水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者（大阪市長）に「大和川右岸水防事務組合水防協力団体指定申請書」（様式1）に「水防協力団体活動業務計画書」（様式2）及び「水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（様式任意）を添えて、2部提出する。
- (2) 水防協力団体の住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更する場

合も同様とする。(様式任意)

## 5 水防協力団体の指定（法第36条第2項・第4項関係）

- (1) 水防管理者（大阪市長）は前項の申請があれば、業務を適正かつ確実に遂行出来ると認める場合は、水防協力団体として指定することが出来る。
- (2) 水防協力団体に指定したときは、当該団体に「大和川右岸水防事務組合水防協力団体認定書」（様式3）を交付するとともに、当該団体の名称、住所、事務所所在地を公示する。
- (3) 当該団体の名称、住所、事務所の所在地の変更があったときは当該届け出にかかる事項を公示する。

## 6 その他

- (1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂する。
- (2) その他この要領の実施に必要な事項については、管理者が別に定める。

附則；この要領は、平成28年3月31日から施行する。

様式1

大和川右岸水防事務組合水防協力団体指定申請書

平成 年 月 日

大和川右岸水防事務組合

管理者大阪市長

様

住所

(事業所所在地)

団体の名称

代表者氏名

印

水防法第36条第1項及び大和川右岸水防事務組合水防協力団体指定要領第4に基づき、大和川右岸水防事務組合水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体活動業務計画書」及び「水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」を添えて申請します。

## 様式2 水防協力団体協力活動業務計画書

### 水防協力団体協力活動業務計画書

下記の大和川右岸水防事務組合の実施する水防活動に協力します。

記

※ご協力いただける項目の番号に○印を記入してください

I 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力

- 1 災害時における土のうの袋詰めや運搬などの水防活動への支援
- 2 災害時における小さな子供やお年寄りなどの災害時要援護者の救護
- 3 灾害時における住民に対する洪水注意報、警報などの情報の広報
- 4 灾害時における住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援

II 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供

具体的な資器材の種類・数量及び保管場所等

[ ]

III 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供

- 1 日常における河川管理施設や許可工作物の安全性の点検や巡視
- 2 灾害時における河川水位状況、雨量、強風状況などの情報連絡

IV 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究

- 1 市（町）が作成する洪水ハザードマップの配布

V 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発

- 1 実体験等に基づく、浸水箇所や危険箇所などの地域住民に対する水防知識の講習

VI 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等

- 1 水防団が開催する水防演習への参加

- 2 住民の避難訓練の実施

◎その他ご協力いただける活動がありましたら内容をご記入ください。

[ ]

様式3

大和川右岸水防事務組合水防協力団体認定書

年　月　日

住所

(事業所所在地)

団体の名称

代表者氏名

様

大和川右岸水防事務組合

管理者 大阪市長

水防法第36条第1項及び大和川右岸水防事務組合水防協力団体指定要領第4の規定に基づき、貴団体を大和川右岸水防事務組合水防協力団体に指定します。

# ○大和川右岸水防事務組合における水防協力団体との水防協働活動実施要領

制 定 平 28. 3. 31 決裁

## 1 趣旨

大和川右岸水防事務組合における水防活動は、大和川右岸水防事務組合水防計画書に活動内容を明記しているところであるが、水防法が一部改正され、水防協力団体制度が創設されたことに伴い、当組合において水防協力団体を指定した際に水防団と水防協力団体との水防活動の連携、協働業務等について本要領に定めるものとする。

## 2 水防団と水防協力団体との連携（水防法第38条関係）

水防法第36条及び大和川右岸水防事務組合水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団による水防活動に対する協力業務であり密接な連携の下、活動を行うものとする。

## 3 活動報告書の提出（水防法第39条関係）

連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」を提出させることができる。

## 4 情報提供等（水防法第40条関係）

水防管理者は、大和川右岸水防事務組合水防協力団体指定要領4に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報や指導、助言を行う。

## 5 その他

- (1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

## 附則

この要領は、平成28年3月31日から施行する。

水防協力団体協力活動報告書様式

大和川右岸水防事務組合水防協力団体協力活動報告書

年 月 日

大和川右岸水防事務組合

管理者 大阪市長 様

住 所

(事務所所在地)

団体の名称

代表者氏名

(担当 : )

TEL

別紙のとおり水防活動を実施しましたので、大和川右岸水防事務組合水防協力団体指定要領第6の規定に基づき提出します。